

**[ 事案 19-7、19-8 ] 転換契約無効確認・遡及減額請求**

契約者兼被保険者のご夫婦 2 名からの同様の事実経過にもとづく同一保険会社への申立

- ・平成 19 年 6 月 7 日 裁定申立受理
- ・平成 20 年 7 月 23 日 裁定終了

**< 事案の概要 >**

契約転換を取り消し転換前契約に戻し、転換前契約の更新時に遡って減額更新をしてほしいと申立てがあったもの。

**< 申立人の主張 >**

平成 4 年に加入していた定期付終身保険(以下、「前契約」)について、定期保険特約の更新時(同 14 年 1 月)の前から同特約の減額要請をしていたにもかかわらず、営業担当者 A が手続きを怠ったため同特約が減額されずに更新されてしまった。同 14 年 2 月に営業担当者 B (A の上司)が自宅を訪れ、妻を通じて「更新後 2 年間は減額できない」と虚偽の説明を受け、減額することが出来なかった。

さらに、更新時から 2 年以上経過した平成 16 年 9 月に定期保険特約の減額手続きを依頼したところ、積立終身保険(以下、「現保険」)に契約転換されてしまった。当時、転換の説明を受けていたが、新規加入は断わったうえで前契約の減額を依頼したのであって、契約転換したつもりない。

契約転換を取り消して前契約を有効にし、同 14 年 1 月まで遡り、前契約の定期保険特約を減額してほしい。

**< 保険会社の主張 >**

契約転換(平成 16 年 10 月)を取り消し前契約に戻し、前契約の更新時(同 14 年 1 月)に遡り保険金を減額してほしいという申立人の要求には、下記により応ずることは出来ない。

**(1) 前契約の更新時における減額について**

当方関係者から事情聴取を行った結果、記憶が不確かな部分もあるが、以下のとおり、申立人が主張するような虚偽の説明をした事実は存在しないと判断する。

更新前の同 13 年 11 月頃に営業担当者が更新内容の検討依頼を電話連絡したが、減額の申し出は受けていない。また、同年 12 月の申立人からの照会受付時には、減額更新手続きがスケジュール的に間に合わなかったため、更新後の減額手続きをお願いしたと思われる。

営業担当者が申立人宅を訪問したのは平成 14 年 2 月ではなく 15 年 1 月で、その際「定期保険特約の更新後 2 年間は減額出来ない」という説明はしていない。

**(2) 現保険への転換について**

当方関係者から事情聴取を行った結果、現契約(転換後契約)の募集手続きは、申立人の意思にもとづき十分に説明したうえで、申込書類に署名・押印いただき正當になされたものと判断する。また、申立人は転換後に給付金請求、保険金の減額等の転換を前提とした、もしくは契約内容の追認にもとづく諸手続きを行っていること等から、申立人は契約転換を明確に認識していたと思われ、現契約は有効に成立している。

## < 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人、保険会社から提出された書類、申立人および営業担当者の事情聴取の内容により、前契約の更新時および現契約への転換時の手続きについて審理した。その結果、下記のとおり、本件申立てには理由がないので、生命保険相談所規程第40条にもとづき、裁定書によりその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

### 1. 前契約更新時(平成14年1月)の定期保険特約の減額について

#### (1) 保険会社による減額手続きの懈怠の有無について

申立人夫婦は、平成14年1月の定期保険特約の更新前から、減額を望んでいたことは窺えるが、申立人の提出書面および事情聴取の結果によっても、保険会社が申立人の減額要請を無視し手続きに応じなかったと認定することは困難であり、他に申立人の主張を裏付ける証拠はない。また営業担当者の事情聴取の結果によっても、申立人の主張する事実を認定することは出来ない。

#### (2) 営業担当者による虚偽説明の有無について

申立人は、平成14年2月に営業担当者Bが申立人宅を訪れ、妻に対し「定期保険特約の更新後2年間は減額できない」旨説明したと主張するが、主張を裏付ける証拠はない。他方、保険会社提出の担当者の手帳によると、同15年1月の欄には申立人宅を訪問した事実はあるが、同14年2月に訪問した事実はなく、同担当者の事情聴取の内容と概ね符合する。手帳の記載は、本件紛争前から記載され作為が入る余地は窺えなかった。以上から、担当者が同14年2月に申立人宅を訪問し、妻に虚偽の説明をしたという事実を認定することはできない。

### 2. 転換契約(平成16年10月)の無効について

事情聴取での申立人(夫)の説明は記憶が曖昧で内容が明確でなく、一方、申立人(妻)の説明内容は明確ではあったが、客観的な事実と符合しない内容を含み、申立人夫婦の事情聴取の結果をもってしても、転換契約が無効であるとの確信を得ることは出来ない。

なお、申立人が署名・押印した書面は、冒頭に大きい太文字で「生命保険契約申込書兼告知書」と書かれており、生命保険契約の書面であることは容易に識別でき、定期保険特約の減額に関する記載は全く見当たらないことなどから、同書面を減額手続の書面と勘違いするとは考え難い。また、契約転換手続きと併せて、契約者貸付金の清算も行われており、同貸付金の清算目的で契約転換がなされたものと推認できる。さらに、申立人は給付金請求や現契約の減額手続等、契約転換が有効に行われたことを前提にした手続きも行っている。

これらの事情も併せ勘案すると、本件の契約転換が無効であると認定することは出来ない。